

産業建設常任委員会

1. 会議に付した事件

- ・ 2月定例会付託案件の審査
- ・ 市政一般における本委員会の所管事項について
- ・ 閉会中継続審査の申し出について

1. 開会及び閉会の日時

3月11日 午前 9時00分 開会

3月11日 午前11時51分 閉会

1. 出席委員（6名）

委員長 山田 順子	副委員長 山森 文夫
委員 林 忠男	委員 川岸 勇
委員 川辺 一彦	委員 境 欣吾

1. 欠席委員（なし）

1. 委員外出席議員

議長 島崎 清孝

1. 説明のため出席した者の職・氏名

市長 夏野 修	副市長 齊藤 一夫
商工農林 部長 加藤 孝	建設水道 部長 喜田 真二
商工農林部次長 商工観光課長 島田 繁則	商工農林部次長 農業振興課長 津田 泰二
建設水道部次長 土木課長 大浦 信雄	建設水道部次長 上下水道課長 老松 司
農地林務課長 林 憲正	都市整備課長 金森 賢一郎

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長
議事調査課長 有澤哲郎

主幹
議事係長 石黒哲康

主幹
調査係長 林哲広

議事係・調査係主査 山田なつ紀

1. 会議の経過

午前 9時00分 開会

(2月定例会付託案件の審査)

○山田委員長 ただいまから産業建設常任委員会を開会いたします。

本定例会において当委員会に付託されましたのは、案件11件であります。

これより、議案第1号 令和2年度砺波市一般会計予算所管部分外10件について審査をいたします。

初めに、補正予算の内容について当局からの説明を受けます。

津田農業振興課長。

○津田農業振興課長 おはようございます。

農業振興課からは、補正予算に関する議案が1件でございます。

追加提出議案の議案第25号 令和元年度砺波市一般会計補正予算(第5号)のうち、当課所管部分について御説明申し上げます。

農業経営等構造対策費におきまして増額補正をお願いするものでございます。

強い農業・担い手づくり総合支援交付金及びとやま型農業経営支援事業補助金につきましては、事業費が確定したことから減額補正するものでございます。

次の担い手確保・経営強化支援事業補助金につきましては、国の令和元年度補正予算で市内の2経営体において国の内示があったことから、所要額を計上したものでございます。

次の農業経営体法人化等支援事業補助金につきましては、個別経営体の法人化への取り組みを支援するもので、県と市の補助金でございます。

次の農地集積協力金返還金につきましては、農地中間管理事業を通して農地を貸し付ける場合、10年間担い手に農地を貸し付けることが要件となっておりますが、諸事情

により、やむを得ず解約されたことに伴う農地所有者からの返納金を国へ返還するものです。

次に、繰越明許費についてでございます。

農業経営等構造対策費につきましては、先ほど御説明いたしました担い手確保・経営強化支援事業補助金において、国の令和元年度補正予算事業に取り組む2経営体が園芸施設や農業用機械等の導入を行うものでありますが、国の予算執行や事業主体の発注手続等において不測の日数を要するため、年度内完了が困難なことから、やむを得ず繰り越そうとするものでございます。

以上で農業振興課からの説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○山田委員長 次に、林農地林務課長。

○林農地林務課長 農地林務課からは、補正予算に関する議案が1件でございます。

追加提出議案の議案第25号 令和元年度砺波市一般会計補正予算(第5号)のうち、当課所管部分について御説明申し上げます。

林道治山事業費につきましては、県単独治山事業、山腹崩壊防止工事費の市負担分を一般財源から地方債に充当するものでございます。

森林経営管理費につきましては、説明欄の森林経営意向調査等委託料が確定したことから、残額について次年度事業を実施するため、森林環境譲与税基金へ積み立てを行うものでございます。

次に、かんがい排水事業補助費、土地改良総合整備事業費、中山間地域総合整備事業費の説明欄の各種事業負担金などにつきましては、国の補正予算の割り当てなどにより事業費が確定したことから、負担金及び補助金の増額をお願いするものでございます。

国営附帯農地防災事業費の説明欄の国営附帯県営農地防災事業負担金につきましては、国の補正予算の割り当てなどにより事業費が確定したことから、負担金増額をお願いするものでございます。

次に、国営総合農地防災事業費の国営総合農地防災事業償還金につきましては、利子・利息確定により償還額が確定したことから償還額を減額し、庄川左岸地区農地防災施設管理協議会交付金につきましては、岸渡洪水調整池内の太陽光発電施設の売電収入が増額となったことから、庄川左岸地区農地防災施設管理協議会へ施設管理費として交付するものでございます。

農地農業施設災害復旧事業費、林道林業施設災害復旧事業費につきましては、台風1

9号豪雨災害で被災した農業用施設及び林道施設災害復旧工事について国の査定が終了したことから、所要額を追加補正するものでございます。

次に、令和元年度砺波市一般会計予算繰越明許費につきまして、当課所管分について御説明申し上げます。

林道治山事業費につきましては、県単独林道改良工事において県の予算割り当てが年度後半となったこと、また、森林経営管理事業費につきましては、森林経営意向調査において、人工林地番及び森林所有者の特定に不測の日数を要したため年度内に実施できないことなどから、やむを得ず年度内に完了が難しい事業などについて繰越明許費の枠を設けるものでございます。

次のかんがい排水事業補助費、農地整備事業（経営体育成型）負担金、国営附帯県営農地防災事業負担金につきましては、国の補正予算の割り当てなどについて、県では年度内執行が困難となり、やむを得ず繰り越されることから、負担金及び補助金を繰り越そうとするものでございます。

農地農業施設災害復旧事業費、林道林業施設災害復旧事業費につきましては、2月補正に計上している事業であり、年度内執行が困難な事業について繰越明許費の枠を設けるものでございます。

農地林務課からの説明は以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○山田委員長 次に、大浦土木課長。

○大浦土木課長 土木課所管の議案について御説明申し上げます。

土木課所管事業では、国の交付金を活用し、市道改良工事や消雪管のリフレッシュ工事などを進めておりますが、予算上の国庫補助金は当初要望ベースで計上しておりますことから、補助対象事業費の執行見込みに従い、それぞれの費目において、主に不用額の減額補正をお願いするものでございます。

まず、市道改良事業費につきましては、十年明千保線や表町10号線のほか計6路線において、このたびの国の補正予算を活用しながら通学路の整備等を進めておりますが、国の交付金の配分や今年度の事業執行見込みに合わせて減額補正をお願いするものでございます。

次に、県道改良舗装新設事業費につきましては、県単独事業として施行される道路改良事業等において市負担金が決定したことから、追加補正をお願いするものでございます。

次、道路交通安全施設整備事業費につきましては、安全施設等工事費として、道路照明灯LED化などの事業執行見込みに合わせて減額補正をお願いするものでございます。

次に、雪寒地域道路防雪事業費につきましては、消雪管リフレッシュ工事など、国の交付金の配分や今年度の事業執行見込みに合わせて減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、繰越明許費について御説明申し上げます。

道路橋梁費の道路橋梁維持修繕費、市道改良事業費の2つの事業につきましては、それぞれの路線で他の工事との調整や関係機関との申請手続などに不測の日数を要したことに加えて、国の補正予算に伴う事業については関係機関との調整に不測の日数を要したため、年度内に完了が難しい事業について繰越明許費の枠を設けるものでございます。

土木課からは以上であります。よろしく御願い申し上げます。

○山田委員長 最後に、金森都市整備課長。

○金森都市整備課長 私からは、引き続き一般会計補正予算及び繰越明許費のうち、都市整備課所管分について御説明いたします。

出町東部第3土地区画整理事業をごらんください。

出町東部第3地区につきましては、県の街路事業と一体となって進めているところでございますが、今年度、県が実施する事業費の変更に伴う本市の負担金の減額及び財源の一部を構成するものでございます。

なお、地権者との調整や関係機関との協議に時間を要したことから、道路や水路の実施設計などの費用を繰り越すものでございます。繰越明許費2,500万円につきましては御確認願います。

砺波チューリップ公園再整備事業につきましては、公園施設の長寿命化を支援する国の防災・安全交付金を活用して進めているところでございますが、このたび安全・安心の確保を対象とした国の補正予算が生まれ、本公園におきましても国支出金4,200万円の追加配分があったことから増額するものでございます。

なお、今回の補正によりチューリップタワー建設などの整備を前倒しして実施したいと考えております。

また、国の補正予算の内示が1月30日であったものであり、補正に係る事業費全額を繰り越すのほか、新チューリップタワー整備工事などにおいて、全国規模で高力ボルトが逼迫しており、納期に不測の日数を要したため事業費を繰り越すものでござい

す。繰越明許費 2 億 7, 2 7 1 万 3, 0 0 0 円につきましては、御確認ください。

都市整備課からは以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○山田委員長 以上で説明は終わりましたので、付託案件に対する質疑に入ります。

それでは、発言される方はどうぞ。

川岸委員。

○川岸委員 それでは、第 3 次砺波市食育推進計画策定費ということで、これは金額的には 2 5 万 9, 0 0 0 円という金額ですが、この食育計画というのは、第 1 次が多分平成 2 3 年度から平成 2 7 年度にかけて、また第 2 次は平成 2 8 年度から来年度にかけて実施されているところなんです、第 3 次はこれから計画を策定されるわけですけども、私は、第 1 次食育計画の中で成果があったことは、地産地消が進んだということと料理の教室が何回も開催されたということが、効果があったということであったのではないかなと記憶しているんです。

第 2 次食育計画でどんな成果があったのか、そしてこの成果、課題をもとに、今後の食育計画の考え方というか、どういう形で進められていくのか、少しその点を説明したいと思います。

○山田委員長 津田農業振興課長。

○津田農業振興課長 まず、第 2 次食育推進計画の成果でございますけれども、具体的には朝御飯を食べている、虫歯のない者の割合など重点項目 2 2 項目を設定してございまして、それらの数値目標の達成状況を把握した上で、毎年、推進会議を開催し、その成果を評価しているところでございます。また、この評価につきましては市のホームページにも公表しております。

そこで、成果があった項目につきましては、今ほど申し上げられましたけれども、学校給食の地場産食材の使用率が上がったこと、もう一点は、同じく学校給食の地場産のたまねぎの使用率が上がったこと、この 2 点が大きく成果が上がった項目だというふう

に成果が出ております。

一方、課題といたしましては、成果のなかったものが課題ということになるわけでございますけれども、特に、歯周病を有する者の割合や各年代層におけますメタボリックシンドロームの該当者が増加してきたこと、またその予備軍も増加傾向にあるということが出ております。

また、もう一つ残念なのですけれども、朝御飯を食べることや家族と一緒に御飯を食

べるといふことが、小学生、中学生において減少傾向にあるという課題が出ております。

そこで、これらに基づきまして次年度の計画策定ということになってくるわけでございまして、これにつきましては、国や県の計画に即したもので計画を策定していきたいなというふうには考えているわけでございまして、内容といたしましてはフルモデルではなくて砺波らしさを出したもので、時代に応じた計画内容として見直しを図っていききたいなというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○山田委員長 川岸委員。

○川岸委員 第2次計画でも、食を楽しむとか食で元気になるとか、それから食育の輪を広げるといふことであるんだけど、この食育の輪を広げるといふことに大々的にもっと力を入れていかないといけないんじゃないかなと思うんです。

予算に関する説明の上でも地産地消という予算も組まれているわけだから、もっと地産地消ということについて取り組んでいく必要があるんじゃないかなということ要望するんですけども、そこらに対する考えはどうか。

○山田委員長 津田農業振興課長。

○津田農業振興課長 確かに川岸委員がおっしゃいましたように、地産地消というものは非常に重要だといふふうに思っております。

私も地元のほうで人生の先輩方によく言われますのは、四里四方、4キロメートル四方にあるものを食べていけば非常に安全だと昔から言われているといふふうに私も教えられておまして、ですから、子どもたちにも地産地消のものをぜひ進めていきたいといふふうに思っておりますし、今現在、学校給食の場においても、そういったような新たな組織がつけられておまして、そちらの方々にももっとも多くの品数の野菜の品目なりをつくっていただきまして、子どもたちに食べさせていただきたいということで、今、栽培のほうを一生懸命お願いしているところでございます。

ただ、そこでもまた1つ課題がございまして、それはやっぱり栽培されている方が年々高齢化しているということが1つの課題でも出てきておまして、今後は新たな、若手とまではいきませんが、そういった方々の輩出なり、大規模経営体でそういった野菜をつくっていただくということも進めていきたいなというふうに思っております。

よろしく願いいたします。

○山田委員長 川岸委員。

○川岸委員 そういう意味で、私も愛媛県の今治市へ行ってきまして、やはり地産地消と

いうことに力を入れて、非常に市全体が農業に対する理解が深まっているということも見てきましたので、特に地産地消に対してもっと取り組みを強化してほしいというのが要望です。

私から次の点、よろしいですか。

○山田委員長 川岸委員。

○川岸委員 有害鳥獣対策補助金ということがございますけれども、イノシシ対策ですが、これは平成30年度では約300頭が市内で捕獲されたというふうな認識をしています。

令和元年の7月現在では97頭、激減したわけですね、はっきり言って。令和元年度末はどうなったか、私は数字はつかんでいませんけれども、この効果というのはやっぱり平成24年から平成25年にかけて電気柵をつくって、今現在127キロメートルになっていると思うんですよ、電気柵は。この電気柵の効果があつたんじゃないかなと思っているんですけれども、最近ではテキサスゲートとかをやられているんですけれども、今後の電気柵の計画といたしますか、テキサスゲートも含めてどのように考えておいでなのか、そこをお示し願いたいと思います。

○山田委員長 津田農業振興課長。

○津田農業振興課長 まず、イノシシの捕獲頭数でございますけれども、先ほど川岸委員が申し上げられましたように、平成30年度につきましては300頭の捕獲になっております。令和元年度につきましては、現在のところ188頭の捕獲でございます。

この激減した理由につきましては、各県の方にもいろいろお聞きしているんですけれども、正直、原因はよくわからないというところであります。

ただ、1つ言えるのは、今年度につきましては山手にありますクリとかドングリといいますか、堅果類と言っておりますが、こういったものが非常に不作であったということから、イノシシなり熊とかがそういったものを取り合いになって、ある程度淘汰されてしまって少なかったのではないかということも推測されているわけでありまして、これは結論的にはよくわからないというのが結論でございます。

そこで、もう一点の御質問のございましたテキサスゲートを含めました設置予定なり効果ということでございますけれども、まずテキサスゲートの効果につきましては、今年度、般若地区のほうでテキサスゲートを設置させていただきまして、カメラも設置いたしました。監視カメラを設置いたしまして確認をいたしましたところ、テキサスゲ-

トからの侵入は確認されておりません。横断する映像すらも映らないという状況でございまして、したがって、設置後の周辺農地への農作物への被害も全くなかったという状況から、大変効果があったと。テキサスゲートなり電気柵ともに非常に効果があったというふうに私たちは推測しております。

今後の設置計画でございませけれども、これらにつきましては、地元要望に基づきまして、テキサスゲートの設置となれば道路管理者との協議も必要になってくるわけございまして、そちらの方とも協議しながら計画的に設置を進めていきたいなというふうに考えております。よろしくお願いたします。

○山田委員長 川岸委員。

○川岸委員 電気柵なんですけれども、私も中山間地域の近くにおいて、だんだん農家が営農組合に委託してきて、草刈りとか、それから電気柵を張るとか、そういった管理がなかなか進まないというか、難しさがあるということなんです。

梅檀野地区でも、例えば芹谷地区であったんですけれども、やっぱり電気柵を張る人がいなくなっているという難しさがあるって、なかなか地域全体でまとまっていくのは難しいなという感じもするんですけれども、何とかやっていかなければならないと思っっているんですが、ここらの対応、草刈りあるいはそういった電気柵の対応について、全体で考えていく必要もあるのかなと思っっているんですけれども、ここらに対する支援といいますか、何かありますか。

○山田委員長 津田農業振興課長。

○津田農業振興課長 それらに対する支援というのは、前回も御説明いたしましたように、多面的機能支払交付金の中での交付金を活用して人件費をお支払いいただくなり、地元のほうでそういうふうな融通をしていただきたいなというふうに思っっておりますが、人がいないということになれば、私はもう一つ、非常にいい取り組み例だというのは般若地区だと思っっています。

般若地区におかれましては、地区全体を挙げて地区全体を見渡して、みんなで協力してその場に設置するということをされていらっしやいます。現在、梅檀野地区なりほかの地区におかれましては、集落単位なりで設置していらっしやるものですから、どうしても人手が足りないということになります。

したがって、般若地区におかれましては、そういったことも踏まえまして、地区全体で人手が足りないところは地区で応援していくというやり方をされていらっしやい

ますので、そういったやり方も1つかなというふうに私は思っておりまして、また地元の方ともいろいろお話をしながら、どういう方法がいいのかということで円滑に進めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○山田委員長 川岸委員。

○川岸委員 最近、新聞の報道で見たんですけれども、1月17日の新聞で、イノシシの撃退の忌避剤というのがあるということなんですけれども、ここらはどんな効果があるのか。ここに新聞記事があるんですけれども、小矢部市でやっておいでるということなんですけれども、こういった忌避剤というのは、何か効用は聞いていらっしゃいますか。

○山田委員長 津田農業振興課長。

○津田農業振興課長 特に、忌避剤の効果につきましては、正直、私は今現在、効果があったとかということは聞いてはおりません。

ただ、よく昔からといいますか言われていたのは、オオカミの尿をやるとイノシシが寄ってこないとかということはよく言われていましたけれども、実際あまり効果がないようでありまして、今後そういった忌避剤にどういったものがあるか、各業界の方もいらっしゃると思うので、そちらの方とも情報交換しながらいろいろ情報収集していきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○山田委員長 あと、ございませんか。

川辺委員。

○川辺委員 それでは、同じく津田農業振興課長、お願いします。

私からは、中山間地の今の川岸委員からの発言と似通ったところになりますが、美しい農村景観整備事業補助金及びとなみ中山間地域グレードアップモデル事業が、双方40万円と30万円を見てございます。

この中で、例えば美しい農村景観整備事業補助金では、耕作放棄地の復元とか保全管理などなど、そういう支援だと書いてあるんですね。それから、となみ中山間地域グレードアップモデル事業、これは若干また方法は違うんですけれども、こちらのほうは、山菜等または農産物を活用した商品開発って書いてありますね。

まずもって美しい農村景観のほうなんですけれども、こちらの金額からすれば、本当に草刈り程度しか動けないのかなという思いがあるんですが、もう少し内容を教えていただければと思っております。

それから、グレードアップモデル事業のほうでは、山菜や農産物を活用したとあるん

ですけど、今、グレードアップ事業では山菜を育てようとか、苗木をもって地域の中で育てていこうということもあったんですが、この30万円の中には苗木代とか、それをまた育てていくための生産資材なども必要かと思われるんですけど、どこまでこれは見ているのでしょうか。まずそこをお聞きします。

○山田委員長 津田農業振興課長。

○津田農業振興課長 まず、1点目にございました美しい農村景観整備事業補助金につきましては、今ほど川辺委員がおっしゃいましたように、草刈り程度というか、耕起分とか、そういう程度になろうかというふうに思っております。

2点目のとなみ中山間地域グレードアップモデル事業につきましては、今現在考えておりますのは、農業生産活動にかかわります種苗費、種とか苗、それとか資材の材料費、またいろいろな新商品を開発するためには、やはりデザインとかをしなくてはならないというふうに思っております。こういったデザイン費にかかわるような費用を対象にしていきたいなというふうに今現在考えております。よろしくお願ひいたします。

○山田委員長 川辺委員。

○川辺委員 そうですか。わかりました。中山間地の活性化にとっては大変ありがたい話だというふうに私たちも見ております。地域の人たちが少しでもそれによって動いていこう、活性化していこうという気持ちになっていただくことが大切だというふうに考えております。

その中で、要は鳥獣被害に対する対策にもありましており、人の手というもの、誰がそれをやっていくのというようなところに対する人の手の確保というものに対してはどのようにお考えか、お聞きしたい。

○山田委員長 津田農業振興課長。

○津田農業振興課長 人の手というのはなかなか難しいものでございまして、前回、梅檀野地区の芹谷のほうで、電気柵の設置につきましては自衛隊のOBの方が協力されたという前例はございます。

しかしながら、いつまでもそういった方々の力を毎年かりているわけにはいかないというふうに私たちも思っております。

したがいまして、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、般若地区の例もございまして、地区を挙げて何か人の手を確保できないかということも、また地元の方々と協議をしていきたいなというふうに思っております。もう少しお時間をいただきたい

などと思います。よろしくお願ひいたします。

○山田委員長 川辺委員。

○川辺委員 本当にそこのほうがすごく僕たちも心配になるところであります。

中山間の皆さんも決してそこを捨てていこうなんていう気持ちは毛頭ないですし、こうやって補助が出ることはありがたいと思っいらっしゃいますので、また人をつなぐような施策もお願ひしたいと思ひます。要望です。

以上です。

○山田委員長 次に、ございませぬか。

川岸委員。

○川岸委員 園芸振興費、園芸生産チャレンジ事業、100万円が計上されているんですけども、この目的というのは、園芸作物の生産振興を進めるために、新たにチャレンジしようという生産組織や集落営農組織に対して、園芸設備や機械設備等の初年度の経費ということになっているんじゃないかなと思ひんですが、初年度の経費というのは、例えばそういったチャレンジする場合、初期投資が物すごくかかるんですよ。100万円で機械を買ったり何かすると、なかなかそこが進まないんですよ。そこらに対する考え方はどんなんですかね。

私は、初期投資は何十万円とか補助するべきだと思ひんですけども、この100万円の中でどのように考えておられるのですか。

○山田委員長 津田農業振興課長。

○津田農業振興課長 この事業につきましては、あくまで園芸生産チャレンジ事業でございまして、チャレンジであります。いわゆる園芸生産をやってみようかなという方への動機づけを後ろから下支えといいますか、押していきたいという事業でございまして、大々的にどんと一気に進めるというものではございませぬ。

したがいまして、この事業におきましては、条件といたしまして、3戸以上の組織または集落営農を対象としたものでございまして、1戸のみの農家でやるということはこの事業では想定しておりませぬ。

今ほど申し上げましたように3戸以上の組織、3人以上で集まっての1つの組織、何とか協議会か何かわかりませぬけれども、そういったような組織をつくったり、集落営農で進めて最初の動機づけを進めていくというのがこの事業の趣旨であります。

そこで、この事業の内容といたしましては3つの柱がございまして、1つ目は施設整

備事業、いわゆるハウスを建てたいとかそういうこと、2つ目といたしましては種苗資材、小型管理機等の整備をしていくこと、3つ目には特産品なり加工品の開発のチャレンジということで、この3つの事柄を柱にいたしまして、どちらかに取り組んでいかれますか、チャレンジされますかということで、それぞれ3分の1なり2分の1の補助をして下支えをしていくという事業でございます。先ほどからも申し上げましたように、大々的に一気に進めていくということは、やはり大変リスクが高いというふうに私たちも考えておまして、ここで少しずつ園芸生産を、野菜づくりなりなんなりを広めていって、富山県が一番最下位なものですから、これを少しでも押し上げていきたいという思いからつくった事業でございます。よろしくお願いいたします。

○山田委員長 川岸委員。

○川岸委員 そうすると、これは幾つか生産業者を決めてやるわけですか。1つの集落とか、そういった生産組織がやりたいよと言った場合は、この事業を使えるということになるんですか。

○山田委員長 津田農業振興課長。

○津田農業振興課長 私たちは、まずこの事業のPRにつきましては、農協の営農指導員会議なり機会があれば、至るところでこういった事業のPRをしております。

そういった中で、農業者の方から、この事業に取り組んでみたいんだけど内容を聞かせてくださいということはよくお問い合わせがありまして、説明の上、「なら、やろうか」ということで、幾つかの組織に取り組んでいただいたという過去の実績はございます。よろしくお願いいたします。

○山田委員長 あと、ございませんか。

川辺委員。

○川辺委員 それでは、林農地林務課長にお願いをいたします。

今回は目玉と言うべきといいましようか、実証実験として剪定枝の戸別回収も入れていただきました。それとともに、屋敷林の実態調査というものも久しぶりに行われるということでもあります。

まず、屋敷林の実態調査からいかせてもらいますが、この調査には21地区の各地区に内容をお願いされるということでもあります。

まずもって、この実態調査、もちろん本数であったり樹木の種類であったりということ調査されるんだろうというふうに思うんですけれども、その把握される内容という

ものをまず聞かせていただけませんか。

○山田委員長 林農地林務課長。

○林農地林務課長 今回実態調査をする内容につきましては、平成15年の調査とほぼ同様な、それぞれのお宅の屋敷林を構成している杉とかケヤキとか、主な樹種ごとの本数を調査いたします。

それにあわせて屋敷林の外観形態、例えば、一般的に東屋が主流だと思うんですけども、東屋の屋根から出ているとか出ていないとかいうような形態等についても、イラストで選択していただくような形で、外観を把握する調査を一緒にあわせて行いたいと考えております。

以上でございます。

○山田委員長 川辺委員。

○川辺委員 そうであれば、もちろんなんですけれども、地区ごとに戸数に対して屋敷林と言われるものがどれぐらいの範囲に及んでいるかというものも当然わかってきておりましたが、それでよろしいでしょうか。

○山田委員長 林農地林務課長。

○林農地林務課長 今ほど本数を調査すると申し上げました背景には、当然調査する世帯主といいますか戸数もわかりますので、それぞれ各地区ごとに御回答いただいた戸数、本数というものが把握できるかと思っております。

以上でございます。

○山田委員長 川辺委員。

○川辺委員 わかりました。もちろんそうだと思っております。

問題は、その調査を元手にどのような目的をといいますか、どのように調査結果を使っていかれるか、その思いをお聞かせください。

○山田委員長 林農地林務課長。

○林農地林務課長 今回の調査票につきましては、平成15年に同様の調査ということによってやっております、その本数等の内容につきましては、今回調査する調査票の中に組み入れて、それぞれ記入される世帯の方々が、屋敷林の保全に対する意識の醸成を図っていきなというふうに考えておりますし、また、皆様からいただいたデータによりまして、平成16年にも倒木がございましたが、風に強く管理しやすい屋敷林の保全対策への基礎資料というふうに活用していければというふうに考えております。

以上でございます。

○山田委員長 川辺委員。

○川辺委員 わかりました。

砺波の景観計画というものもあって、それにのっかっていろんな届け出事項があったり、この景観をどう守っていくかということの大もとになるんじゃないかなというふうに考えておりますので、その件に関しましては、今農地林務課で調査されるんですけども、そういう意味では、都市整備課に対してもどんどんデータを流していただき、景観法がうまく動くようにしていただきたいと思いますと思っております。これは要望です。

○山田委員長 川岸委員。

○川岸委員 今を確認しますと、平成15年だったかな、実態調査をしたのは。本数と。平成16年と平成24年は倒木等も調査しているよね。

ここらはどういう形で進められるのかなということなんですけれども、ちょっとそこをお願いします。

○山田委員長 林農地林務課長。

○林農地林務課長 平成15年の本数調査につきましては、これも各自治振興会の御協力をいただきながら本数調査を行いました。

その後、平成16年には、委員おっしゃられたとおり台風23号、また平成24年には爆弾低気圧ということで、それぞれ合わせますと約1万5,000本ほどの倒木があったところでございます。平成15年に調査した中から倒木した本数を引きますと、現在、市内には約6万本ほど屋敷林があるのかなということで認識をしているところでございます。

今回の調査におきましても、調査方法については各自治振興会を通じて調査をすることによりまして回収率が上がったりするということで、より実態に近い屋敷林の本数が把握できるものと思っておりますので、そういったことを生かしながら次の施策の参考資料ということでデータを収集していきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○山田委員長 川辺委員。

○川辺委員 それでは、剪定枝の戸別回収実証実験に対しましてお願いします。

こちらの実証実験、私は大変価値のあるものだと思っております。まずはやっていただきたい。どれぐらいの要望があるのか、そしてどれぐらい屋敷林の保全に貢献できる

ものなのかというのを私たちも見ていきたいというふうに考えております。

まず、その実施時期、私は1年間を通してと、そういう思いもあったんですけども、それは置いておいても10月、11月、そして3月とされた、その理由についてまずお聞きします。

○山田委員長 林農地林務課長。

○林農地林務課長 この回収の実証実験の実施時期につきましては、10月、11月、3月ということで設定してございます。

この設定した月につきましては、クリーンセンターとなみへの剪定枝の持ち込みが多い月を確認いたしましたところ、10月、11月、3月という月がございましたので、この間で市民の皆さん、地域の皆さん方が持ち込まれるという認識をしております。

したがって、この月で回収をする実証実験を行いたいというふうに考えております。

以上でございます。

○山田委員長 川辺委員。

○川辺委員 わかりました。確かにそれは理屈に合った話だというふうに思います。

それでは、1回3,000円という金額が示されました。この1回とは1件分なのかトラック1台分なのか、それを聞きたいのと、そのトラックの大きさが1トンなのか2トンなのか軽四なのか、そこら辺をお聞かせ願えませんか。今の考え方。

○山田委員長 林農地林務課長。

○林農地林務課長 まず、回収をお願いしたいトラックにつきましては、軽トラックを想定しております。

軽トラックにつきましては、例えば廃棄物処理の運搬に係る許可とか、運ぶいろんな手続等の関係で、比較的簡易に許可がとれる、届け出で済むというようなことから、軽トラックでの回収をお願いしております。

そこで、この3,000円というものにつきましても、シルバー人材センターの作業員の方をお願いをしたいというふうに現在考えております。実際に動いていただく方々の委託する賃金等々を勘案いたしましたり、処理の費用を計算いたしましたところ、運搬費や処理の一部を利用される方々に御負担いただいて回収のお手伝いをしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○山田委員長 川辺委員。

○川辺委員 1つ抜けましたが、要はその3,000円で1回軽トラ、1回だけではないと思うんですけど、その3,000円の範囲といいたいまいしょうか、教えていただけますか。

○山田委員長 林農地林務課長。

○林農地林務課長 1回当たりの量につきましては、その個人のお宅で剪定された剪定枝または小枝がついた杉葉、軽トラック概ね1台、大体最大積載量が軽トラックは350キロほどでございますが、ただ荷台にも限りがございますので、載れるだけというような表現はちょっと適切ではないんですが、そういった量を想定しております。

また、今回のシルバーにお願いする作業につきましては、シルバーほうではいろんな危険性とか、そういったようなことから、基本的に2人体制で作業するということが大前提となっておりますので、お二人の作業の賃金並びに集めたものをクリーンセンターとなみに搬入いたしますので、そこでの処理料もこの3,000円の中に含まれております。

以上でございます。

○山田委員長 川辺委員。

○川辺委員 わかりました。

あくまでも現場へ行ってみないとわからないこともきっとあるでしょうし、もちろん求められる市民と、そしてこちらはシルバーさんになるのかもしれませんが、運搬側の思いと、まだ私はかけ合わない部分があるのかと思っております。

いずれにせよ、冒頭にも言いましたとおり、大変大切な実証実験だと思いますので、どうかやり遂げてやっていただきたいと思います。

以上です。

○山田委員長 川岸委員。

○川岸委員 時間の関係もございますので、商工観光課へお伺いしていきたくと思います。

第2次観光振興戦略、来年度終わるんですけれども、この成果、課題というのは何だったのか。一番それを踏まえてかかれないと、次期の第3次の観光振興の計画につながらないと思うので、観光客も増えてきているのも実態ですし、現段階での成果、課題も踏まえて課長としてどのように判断されているか、よろしく申し上げます。

○山田委員長 島田商工観光課長。

○島田商工観光課長 成果というのは非常に見極めにくい部分もあるわけですが、

プランの中には主な項目ごとに、目標値というものを設けております。その目標値の到達度から判断しますと、確認可能なものは17項目あるわけで、目標に達成しているものが大体11項目、数値が上昇したものが3項目ということで、概ね8割程度は当初よりも上回る、または目標達成しているというようなことで、着実に成果を上げているものかなというふうに思っています。

具体的には、例えばチューリップフェアの入場者であったりチューリップ四季彩館の入り込み数であったり、または庄川遊覧船の乗船人数、またチューリップの切り花の販売量など、着実に成果を上げているということでございます。

ただ、プラン全体の目標値に砺波市全体の観光の入り込み数というのが実は設定されております。目標値は10%上昇するというので、196万人という非常に高いハードルを設定しております。ここまでは実はまだ到達していないということで、180万人前後で推移をしていると。今年度は特に、今のコロナの影響もあってかなり落ち込むのではないかとこの影響も考えておまして、この196万人というのは非常に難しいのかなというようなことで、1つの課題かというふうに考えております。

以上です。

○山田委員長 川岸委員。

○川岸委員 その中で、例年、となみ首都圏プロモーション事業ですか。東京でですね。今年も500万円余りの予算を計上されているのかなと見ているんですが、どのような形で進めるのかなと。

例えば、山手線のトレインチャンネルとか、大宮駅で写真の幕を垂らすとかね。今回は何か特徴的なもの、第69回のチューリップフェアも予定されるし、70回に向けて、こういったPRというのは継続的にやっていかないとなかなか浸透しないと思うんですが、これはどんな考え方であるのか、お願いします。

○山田委員長 島田商工観光課長。

○島田商工観光課長 おっしゃるとおりだと思っております。

そこで、1つ御案内といたしますか、御報告をさせていただきます。

今年度もとなみ首都圏プロモーション事業、実施をいたします。いたしますといたしますか、部分的に実施することになりました。交通広告であったり車内での中張り広告であったり、または大宮駅でのPRポスターであったり、そういうものについては予定どおり実施をするわけですがけれども、3月22日、大宮駅のほうで物産PR展というよう

なものを実施する予定でございましたけれども、実は大宮駅からの要請で、今回の新型コロナウイルスの感染防止ということで自粛の要請がございましたので、その部分につきましては、今年は残念ながら実施をしないということになっているところでございます。

そこで、来年度の事業でございます。今ほども継続というのは大事だということでございますので、実はいろいろな自治体の中でもJRの車両を使った広告、また駅を使った広告はなかなかやっていないのではないかなと、砺波市ならではの事業かなということも思っておりますので、この部分については、来年もぜひ実施をしたいと思っておりますし、可能であれば、非常に行き交う人の多い東京の中心的な駅、多分大宮駅になるだろうというふうに思っていますけれども、そういうところで、今年ではできなかったわけですが、来年は70回のPRになるかと思っておりますので、しっかりとPRしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○山田委員長 次、ございませんか。

川辺委員。

○川辺委員 島田商工観光課長、もう少しお願いします。

夢の平ペアリフトの点検であります。

こちらのほうは45万6,000円を見てございます。とうとう今冬は夢の平のせっかくのペアリフトが結局動かないままに終わってしまいました。年間には山菜まつりであったりコスモスウォッチングであったりで動いているんですけども、それでもやっぱり冬期が動かないというのは大変寂しい話であります。

その中において、やはり国土交通省の管轄内におりますもので点検をしていかなければならん。今回の45万6,000円、これで何年かに分けながら来たはずなんですけど、そろそろ終了かなと思えますけど、今回はどのような内容の点検になるんでしょうか。

○山田委員長 島田商工観光課長。

○島田商工観光課長 6年をかけて実はさまざまところを改修してきたということでございます。

これはいわゆる定期点検ということで、この後、それでも十何年たっているわけですから、毎年毎年どこかおかしいところはないか、その都度点検をしていくという、特別変わったわけではありません。電気系統でありますとか機械設備の定期的な点検を行う

ということでございます。

○山田委員長 川辺委員。

○川辺委員 そしたら、年に1回は必ずやる分がこれなんですね。

そしたら、6年間というやつは、もうこれで終わったということなんですか。お聞きします。

○山田委員長 島田商工観光課長。

○島田商工観光課長 おっしゃるとおりでございます。設備の改修的な、そういう工事と
いいますか修繕というのは終わりました、これは定期的な点検ということでございます。

○山田委員長 川辺委員。

○川辺委員 また6年間の点検は、ある程度の時期が来れば行わなければならないの
だろうとは思っておりますけど、とりあえず、やはりあれだけの施設があるということが、
砺波にとってはプラスというふうに見ていくためには、やはり雪が降っていただきたいよ
ね、スキー場として動いていただきたいよねというのが私らの思いでもあり、市民の中
にはやっぱりスキー場をこよなく愛していらっしゃる方もいらっしゃいます。

その中におきまして、今後、冬期に運用できないということが続くことも想定してい
かなければならない。そんな中において、夢の平レクリエーション地帯という位置づけ
もあるものですが、このリフトも含めてのあこら辺一帯、どのようにこれから持ってい
こうと思っていられるのか、今現時点の思いをお聞かせ願いたい。

○山田委員長 島田商工観光課長。

○島田商工観光課長 私も含めてスキーをする者にとって、本当に残念なわけございま
すが、夢の平レクリエーション地帯というところでございます。

私は、やはり中山間地域の活性化の手本といいますか、拠点になっていると思ってい
ますし、コスモスであったりスイセンであったり、または散居村景観を見られるすばら
しいところでもあります。冬期には小中学校のスキー教室もある教育の場でもあります。

こういうところをぜひこれからも大事に、地域の方々と一緒に継続といいますか、守
っていききたいなというふうに思っているところでございます。

今まで五谷観光企業組合に大変お世話になりながら管理をお願いしているわけござ
いますけれども、やはりその組織も少し高齢化というところもございます。正直、私ど
もの思いとしては、20軒の五谷観光企業組合のメンバーだけではなくて、やっぱり地
域の力、またはもう少し広げて庄東エリアの方々、そういう方々の力もおかりしながら、

当然行政も支援をしていくわけですがけれども、多くの方の力をかりて夢の平レクリエーション地帯を何とか盛り上げ、元気にしていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○山田委員長 川岸委員。

○川岸委員 コスモス荘なんだけど、ここに支配人がいると思うんだよね。私の耳では、支配人が空席になっているというような話も聞くんだけど、指定管理していながら、そういう重要な人間がなぜこうなっているのかなという感じなんですけど、実態はどうなんですか。

○山田委員長 津田農業振興課長。

○津田農業振興課長 コスモス荘につきましては、支配人は今空席の状態でございます。

そういった中でも、空席になった理由につきましては、地元といろいろ協議されて御都合によりやめられたというふうにお聞きしておりますので、今後、支配人をまた置きたいということで話は聞いております。地元とも協議はしているんですけども、現在は空席のままということでございます。

○山田委員長 川岸委員。

○川岸委員 運営を図るためには重要なポストですから、早く補充して運営を図っていただきたいなと思っているんですよ。

○山田委員長 津田農業振興課長。

○津田農業振興課長 そのことにつきましては、やはり支配人がいないからコスモス荘が運営できないというのではだめなので、先般1月には、役員の3役の方々ともお話をいたしまして、どうあるべきなのかということも十分話をしてまいりました。

当然、今年度につきましては、雪不足でお客さんも少なかったということも理由はありますけれども、そのほかにもやっぱり地域全体といいますか、組合員の皆さん自身が営業マンとなって、もっともっとお客さんを誘客するように頑張ってくださいねということでお話は進めております。よろしく申し上げます。

○山田委員長 この件に関して、よろしいですか。

川辺委員。

○川辺委員 ちょっと横へ飛んでしまいましたが、もう一遍、島田商工観光課長へ戻ります。

散居村展望台広場の管理費として、景観をよくするんだということで枝打ちされると

伺っております。

この場所なんだけど、どこになるんですかって言えばいいのか、今2カ所あるじゃないですか。フラットなところと展望台というところがあるんですが、その場所の特定をお願いします。

○山田委員長 島田商工観光課長。

○島田商工観光課長 これは展望広場でございます。展望台よりもうちょっと奥へ行った広場のほう。

○川辺委員 バリアフリーの。

○島田商工観光課長 そうでございますね。

○山田委員長 川辺委員。

○川辺委員 確かに、もともとありました展望台のほうは一度切っ飛ばしています。

その眺望は、今、通行どめになっていますもんで行っていませんけど、そこは大丈夫ですか。

○山田委員長 島田商工観光課長。

○島田商工観光課長 それにつきましては5年ほど前ですか。

○川辺委員 10年たつかな。

○島田商工観光課長 私が伐採をさせていただきましたので、そこは大丈夫かと思っております。

○山田委員長 川辺委員。

○川辺委員 それともう一カ所、先ほども話が出ましたが、コスモス荘の3階から本当は見えたんですよ。そこの眺望というものは考えていらっしゃいませんか。

どちらが関係するかな。コスモス荘の3階から見える眺望。

○山田委員長 島田商工観光課長。

○島田商工観光課長 今回の予算では、そこまでは実は考えてはおりませんので、今ほどのコスモス荘の社員の話も含めまして、これから盛り上げていかなくてもいけないわけでございますので、そういう点も含めまして検討していきたい、考えていきたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○山田委員長 次、ございませんか。

川岸委員。

○川岸委員 今度は土木課のほうに。

土砂災害ハザードマップを予算化されたんですけれども、庄東地域、庄川地域が該当するのかなと思うんですね。それで私がお願いをしたいことは、ただハザードマップをつくって地区民に配るんじゃなくて、こういう状況になるおそれがあるから、各地区ごとにこういうことが起きたらどうするのかということのを丁寧に説明していく、そういったことも重要ではないかなと思ってるんですよ。ただ配るだけじゃなしにね。例えば、地区自治振興会なりへ行って、こういう状況になるときはこう避難してくださいとか、そういった行政一体となったね。

ただハザードマップをつくりますという、来年度もそういう予算が計上されていますよ。そこをきちっと整理していかないと、親身になった防災上の意識が育たないんじゃないかなと思うもので、そこらはどうであるのかなということです。

○山田委員長 大浦土木課長。

○大浦土木課長 もちろん、作成時にも各地区のほうには説明にお伺いしたいというふうに思っております。

また、洪水ハザードマップを作成した後も、出前講座がもう20回以上行われておりますので、ぜひ土砂災害ハザードマップ作成後も、例えば出前講座の実施について、またこちらからの職員の派遣もしますのでお願いしたいというふうに思っていますし、説明会もまた開催していきたいというふうに思っています。

○山田委員長 川岸委員。

○川岸委員 ぜひともお願いいたしたいと思います。要望です。

○山田委員長 要望ですね。

次、ございませんか。

境委員。

○境委員 市営住宅にかかわる条例の変更というふうなものがありました。

連帯保証人を1人と、それでいわゆる保証の限度額を定めるということなのですが、一般的には、市営住宅を借りようとする人の負担が軽くなる方向での変更というふうなことだろうと思うのですが、こういうふうに条例を今変更されるというのは、何か理由とか背景があるのかなというのをちょっとお聞きしたいんですが。

○山田委員長 金森都市整備課長。

○金森都市整備課長 市営住宅の目的としては、住宅に困窮する低所得者の方々に対して住宅を供給するという目的でございますから、できるだけそういう方々が入居しやすい

環境づくりをしたいということから、保証人を2名から1名に縮小といたしますか、減員に改正、見直しさせていただいたというのが趣旨でございます。

以上でございます。

○山田委員長 林委員。

○林委員 ちょっと関連して、今までなぜ2人が必要だったのかということをお教えいただきたいと思います。

○山田委員長 金森都市整備課長。

○金森都市整備課長 2名の根拠というのは、すみません、正確なことはわかりませんが、この保証人の方のお願いといたしますか、役割としましては、家賃が滞納した場合に払っていただくということも1つございますし、あと、入居の方々に関する問題といたしますか、いろんなことが生じますけれども、そういったときにアドバイスといたしますか、役所から言うだけではなくて、周りの知人といたしますか、そういった方々から言うていただくということによって、住宅団地全体の環境がよくなるということもございますもんですから、そういったアドバイスをする人の数は多いほうがいいだろうというような目的もあって、2名という人数にしていたというふうには考えております。

以上でございます。

○山田委員長 林委員。

○林委員 それでは、1人になったという場合ですけど、1人にしたいということなんですけど、私がちょっと心配するのは、非課税世帯の場合はどんなふうな扱いになるのか。

○山田委員長 金森都市整備課長。

○金森都市整備課長 原則といたしますか、砺波市におきましては、どのような方についても1名の保証人をお願いするというスタンスでこれからもしていきたいと。今までは2名だったんですけども、4月以降は1名は、必ずどんな方でも必要ということで進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○山田委員長 林委員。

○林委員 なかなか保証人は難しいんじゃないかなと感じるわけで、高齢者の方々も増えてくるわけで、そこはちゃんと専門の保証会社があるんですけど、そういうことを使われるつもりはないのかどうかということです。

例えば、オリコでありますとかJACという会社が保証人専門会社なので、そういうところを利用されることは考えているのか、考えていないのか。あくまで個人の親戚、友人、知人というふうに考えていらっしゃるのか、お尋ねしたいと思います。

○山田委員長 金森都市整備課長。

○金森都市整備課長 保証会社、法人という言い方をしておりますけれども、富山県内におきましては、現在聞いておりますのは、そういう法人の保証を認めるのは県営住宅、それと小矢部市——これはまだ決まっていませんけれども——ということで聞いております。あとの市に関しては砺波市と同様、法人は今のところ活用しないという方向で考えております。

この理由としましては、法人の活用というのは一見いいところもあると思うんですが、ある意味ドライなところもあるというようないわさも聞いております。

ですから、その法人の活用によっていいこともあれば、ちょっと都合の悪いことも、ひょっとしたらあるかもしれませんから、県内でこれから少し始まるようございませうから、そういった状況も見ながら、それは視野に入れながら将来的には考えていきたいというふうには考えておりますけれども、現在のところは住宅的には自然人というんですけれども、一般の知人ですとか親戚、そういった方々を保証人に限定して考えたいというふうに思っております。

以上でございます。

○山田委員長 林委員。

○林委員 入居するときには、2カ月分か何かの保証金を取られる予定だとなっているのではないかなと思うんだけど、それもいいのか悪いのかちょっとわかりませんが、家賃自身は、基本的には私は前払い方式がいいのではないかなと思うんですけど、今、市の当局は後払い方式になっているんじゃないかなと思うんだけど、そこら辺はどういうふうにお考えですか。

○山田委員長 金森都市整備課長。

○金森都市整備課長 まず、敷金でございますけれども、本市におきましては3カ月分を敷金として事前にいただいております。

あと、家賃の支払いの方法でございますけれども、本市においては後払い、ですから住んでいただいたその分を月末に支払っていただくということにしております。

これは、いわゆる市営住宅というのは、国の公営住宅法に基づいて条例をつくってい

るわけですが、その条例の中でそういうふうに支払いましょうということで一応決まっているものですから、それに準拠した形で支払い方式を決めてやっております。

以上でございます。

○山田委員長 林委員。

○林委員 前もっての敷金みたいなものを3カ月分も取るということであれば、そんなも取らなくてもいいがじゃないかと思うんですけど。後払い方式なら。

○山田委員長 金森都市整備課長。

○金森都市整備課長 敷金の意味のお話になるかなと思うんですけども、敷金の意味としましては、市営住宅というのは基本的には低所得者向けでございますから、やはりなかなかお金には苦勞される可能性があるのではないかというのが1つと、あと、いずれ退居されます。退居されるときには中の清掃といいますか、補修とかをするわけですが、経年変化の部分は当然市で負担することになりますけれども、何かしらの傷をつけたですとか、そういった部分につきましては入居者の負担でいただいているものですから、そういう退居時の修理費にも充てるお金をあらかじめ準備しておくという意味でも、ある程度のお金を敷金としていただいているということでございます。

以上でございます。

○山田委員長 川岸委員。

○川岸委員 関連して質問いたします。

その条例改正の中で、保証人に極度額を設定すると、規則で定めるということなんです。保証人は連帯保証人を2人から1人にされたことについては、これは評価するんですけども、極度額の考え方、どういうことをもって極度額を設定されるのか、それをお聞かせ願いたいと思います。

それとあわせて、条例の第16条の2項の中で減免措置があるんですけども、これは各税の徴収と同じような考えなんですか。そこの2点、お願いします。

○山田委員長 金森都市整備課長。

○金森都市整備課長 まず、極度額の設定でございますけれども、民法の一部が改正されて令和2年4月から施行になるんですけども、そのときには、民法の中では極度額を設定しようということが決まっているものですから、市営住宅に関してはそういった極度額を設定するというので、今回見直し、改正するというようなものでございます。

もう一つの減免のことですが、本市の中で上水道の条例と、あと病院の条例の中にも債権整理の項目は2つの条例に入っております。

説明は以上でございます。

○山田委員長 川岸委員。

○川岸委員 極度額を設定するような、債権が決まっています、ある程度のある考え方があると思うんだよね。そこらはどうなの。保証人ですから。

○山田委員長 金森都市整備課長。

○金森都市整備課長 極度額の設定につきましては、法律では実は決まっております。例えば、これぐらいのお金を取りましょうというようなものは実は決まっておりませんで、その決定につきましてはいろいろ苦慮したところでございますけれども、市の考え方としましては、近傍の家賃の12カ月分に15万円を足した金額というふうに決めさせていただこうと思っております。

これにつきましては、県のほうと同じような考えということで、それを踏襲したということで決めさせていただいております。

説明は以上でございます。

○山田委員長 川岸委員。

○川岸委員 それじゃ、市営住宅について、今回、不適格遊具ということで50万円を設定、予算化されていますね。

これは平成29年に都市公園法が改正されて、各公園といいますか、それを全部点検されたと思うんですけども、どうして今の段階でこのように50万円が出てくるのかなど。

例えば三谷団地にしても、何カ所かの遊具があったと思うんですよ。当然その団地の方、地域の方々にとっては必要な遊具だと思われるかもしれませんが、全てを撤去するということになるんですか。その経緯について、ちょっとお示し願います。

○山田委員長 金森都市整備課長。

○金森都市整備課長 市営住宅の遊具のことですが、平成29年に都市公園法が改正されております。その中で、年に1回、遊具については定期点検をやりましょうということが決まっております。

ただし、市営住宅の公園といいますか、遊具については、都市公園ではございませんからその法律はちょっと違うんですけども、同じような公園である、しかも遊具があ

るということで、それについても定期点検を実施しなければいけないだろうというふう
に考えまして、点検を今年度実施したところでございます。ですから、今年初めてした
ということでございます。

8つの団地がございますけれども、遊具はそのうち5つの団地でございます。その中
で全ての遊具がだめまたは、危険というわけではございませんで、中には安全な雲梯で
すとかブランコがある団地もございますが、中にはやっぱり腐食をしているとかという
ことで、このまま使うのはちょっと危険だろうということで使用禁止にしているところ
でございます。

今回、撤去ということですが、本来であればすぐに交換とかができればいいん
ですが、何かとお金が必要ということで、まずは危険な部分を除去する必要があるだろ
うということで、まずは撤去するというようなスタンスで事業を進めたいというふう
に考えております。

説明は以上でございます。

○山田委員長 川岸委員。

○川岸委員 そうすると、今のところ地区民からは撤去について意見、要望等はないわけ
ですね。

○山田委員長 金森都市整備課長。

○金森都市整備課長 今、全ての方、個々に聞いているわけではございませんが、使用禁
止にして一定時間たっておりますけれども、いつになったら使えるのというような声も、
実は直接はこっちのほうには聞こえていないという状況でございます。

説明は以上でございます。

○山田委員長 川岸委員。

○川岸委員 わかりました。

それでは、市営住宅には、賃貸住宅とか特定公共賃貸住宅とかと3種類あるんですよ
ね。そこで、今年度予算案を見まして、公営住宅に係る修繕費で2,300万円計上さ
れていますね。それから、特定公共賃貸住宅としてグリーンハイツ示野と。これはエレ
ベーターだったと思うんですが1,600万円。

私はやっぱり市営住宅というものは必要だと思っているんですよ。高齢者や、あるい
は所得の低い方にとって必要だと思っているんですが、維持管理というのは今後どのよ
うに見ていらっしゃるのかね。今後の展望として維持管理費を。そこをちょっとお示

し願います。

○山田委員長 金森都市整備課長。

○金森都市整備課長 市営住宅の今後の維持管理でございますけれども、市営住宅に関しましては、10年に1回、長寿命化計画というものをつくっております。現計画は平成23年からやっております、来年度までの計画でございますけれども、再来年からの予算要望にも合わせようということで、現在、次期の長寿命化計画をつくっているところでございます。

完全に計画はつくっていませんけれども、その中で、物によっては老朽化で廃止したほうがいいのではないかとかといったような内容も検討しているところでございますが、うまく使えば70年ぐらいは使えるそうでございまして、その期間をいかに上手に維持管理していこうかというのを今検討しているところでございます。

説明は以上でございます。

○山田委員長 境委員。

○境委員 住宅のことで引き続きお聞きしたいと思います。

認識として、今現在、市が持っておられる市営住宅の戸数が、市民の皆さんの需要に対して足りている、あるいは不足している、どういうふうにご考えておられるのかということをお聞きしたいなど。

それから、これは統計的な数字かもしれませんが、全戸数に対して公営住宅、市営住宅というのがどれぐらいの割合になっていて、それは他市と比較したらどんな状況かというふうなことについて、何か知っておられるかなというふうなことですね。もしわかったら教えていただきたいなど。

先ほどからありますように、少しでも入りやすいように条件を整備するというふうな方向で考えておられることについては、私は必要なことだし、賛成だと思っておりますけれども、いわゆる住居に困っておられる皆さんが心配されることのないような状況をぜひつくっていただきたいというふうに思っています。

○山田委員長 金森都市整備課長。

○金森都市整備課長 市営住宅でございますけれども、市営住宅と、中堅所得者向けの特定公共賃貸住宅というものがございまして。その住宅を全部合わせると364戸ございまして、この全体の入居率は84%でございます。

ですから、少なくとも100%ではないものですから、不足しているというものでは

ないのかなというふうには考えております。

ただ、まだ余っているというようなものでもない、8割、9割というのはちょうどいい線なのではないかという、これは個人的な思いでございます。

あと、全戸数に対して公営住宅の割合についてですが、それについてはちょっと不勉強なものですから、資料は持ち合わせてございません。申しわけございません。

説明は以上でございます。

○山田委員長 境委員、よろしいですか。

○境委員 はい。

○山田委員長 川辺委員。

○川辺委員 それでは、令和元年度の一般会計の補正予算に入らせていただきます。

まずは金森都市整備課長、お願いします。

砺波チューリップ公園再整備事業の8,400万円の話であります。

この内訳は、新しいタワーに対する不足分になるのかな、その分だとはお聞きしておりますが、この8,400万円は全額そちらでしょうか。まずお聞きします。

○山田委員長 金森都市整備課長。

○金森都市整備課長 今回補正をお願いしています8,400万円の内訳についてでございますけれども、新チューリップタワーの不足分の工事費と、あと、現タワーの跡地といたしますか、それを令和3年以降に取り壊すことになるんですけれども、その跡地の再整備、あとはステージ周辺につきましても再整備が必要というふうに考えておまして、跡地の再整備の設計費とステージ周辺の設計費、そういう検討費といたしますか、設計費の2種類がこの8,400万円の中には入っております。

説明は以上でございます。

○山田委員長 川辺委員。

○川辺委員 設計費ですね。

確かにもう繰越明許に回してありますので、毛頭今回のチューリップフェアには間に合わないものだろうというふうには思いましたが、例えばチューリップタワーは今回のチューリップフェアが終わらないとだめなんです、例えば今のステージの周りであったり、または、ひょうたん池の南側のほうにある遊歩道がかなり壊れている部分があったんですが、せめてそれだけでも今回のこの費用で直らないものかという思いがあったんですけど、そういうお考えはないですか。

○山田委員長 金森都市整備課長。

○金森都市整備課長 ちょっと説明が足りませんで申しわけございません。

今回の8,400万円につきましては、予算の説明をさせていただきましたとおり、防災・安全の目的に国からいただいたお金でございまして、公園の中でもし災害が起きた場合、避難していただかなければいけないということで、今委員御指摘の遊歩道といえますか、その損傷している部分もございまして、その部分の改修費もこの8,400万円の中には入ってございます。

説明が足りませんで申しわけございません。説明は以上でございます。

○山田委員長 川辺委員。

○川辺委員 でも、今回のチューリップフェアには間に合わないんですか。

○山田委員長 金森都市整備課長。

○金森都市整備課長 残念ながら、遊歩道の部分に関しましては、もうあと1カ月少ししかございませんものですから、それについては入札だけでもその時期になってしましますものから、間に合うことは難しいというふうに考えております。

以上でございます。

○山田委員長 川辺委員。

○川辺委員 津田農業振興課長にお願いします。

担い手確保・経営強化支援事業補助ということで、先ほどから御説明をいただきました。園芸施設ということでハウスというようなことも言われたと思いますが、機械類、ハウスを導入するのはどういう団体なんだろうということをもしお聞かせいただければうれしいですし、機械類、例えば米、大麦、そして大豆等に関するものはこの中に含まれるのか、そこら辺をお聞かせ願えませんか。

○山田委員長 津田農業振興課長。

○津田農業振興課長 ハウスといいますのは、これは高波地区にございます園芸農家のほうが温室施設を導入されるということでございます。

あと、機械関係につきましては、米、麦、大豆、いわゆるトラクターコンバインとかそういうようなものですね。トラクターにつけます代かきのハローとか、そういったものも全てこの事業の対象になります。

以上であります。よろしく申し上げます。

○山田委員長 川辺委員。

○川辺委員 対象になるのは十分わかっているんですけど、それが入るといふふうに見えていいんですか。

○山田委員長 津田農業振興課長。

○津田農業振興課長 すみません、ちょっと説明不足でございました。

今回対象になるのは、まず先ほど申し上げました園芸農家では温室等ベンチシステム、ベンチタイムのタイプといいますか、具体的には切り花生産のためにセンチアという会社が入れるわけでございます。

もう一つは庄川の営農組織でございまして、そちらのほうでは、乗用管理機やトラクター、ウイングハロー、あぜ塗り機とか補助外のコンバインを導入するという計画でございまして。

以上でございます。

○山田委員長 川辺委員。

○川辺委員 わかりました。

だんだん国の補助事業もシビアになってきていますし、面積要件がかなり大きかったり、そういうこともあるもんですから、機械類が全く入らないなんていうことはないだろうと思っておりましたが、大変助かっていると思います。またこれからもよろしくをお願いします。

○山田委員長 川岸委員。

○川岸委員 発言をされていない方が1人いらっしゃいますので、老松上下水道課長に質問をしたいと思います。

工業用水、累積赤字も何百万円になっていますよね。今度パナソニックセミコンダクター社砺波工場も譲渡された。この工業用水会計ですけれども、今年の予算案を見てもそんなにプラスになるような数字ではないんだけど、今後の見通しというのはどのように考えておいでなのか。工業用水のあり方も含めて、ちょっと展望を示してください。をお願いします。

○山田委員長 老松上下水道課長。

○老松上下水道課長 工業用水事業会計の今後の見通しということでございますけれども、今ほども申されましたように、平成30年度末で未処理の欠損金、それが大体985万円ということで、ようやく1,000万円を切ったということでございまして、今年度末で、もう少しそれが下がるのではないかとこのように思っております。

ここ二、三年、少し維持修繕、お金をいただいているメーター器を取りかえたりとか、インバーターとかコンバーターとか、そういう設備関係に若干の修繕、100万円余りのものでございますけれども、小さい会計なものですから、それで少し収益のほう落ちておりますけれども、通常にいけば大体二、三百万円が毎年利益として上がってくるようになっております。

それで、今現在は今ほど申しました980万円余りということなものですから、このまま順調にいけば、大きな機械のトラブルとかそういったものがなければ、令和5年ぐらいになれば、恐らくこの欠損金は解消できるのではないかというふうに思っております。

今ほど申しましたように、ある程度の修繕もしておりますし、今後しばらく大規模でもないんですけども、そういった修繕は今のところ予定しておりません。予算を見られたように、本当にパナソニックにいただいた給水収益をそのまま維持管理しているだけというような状況でございますが、順調にいけば、もうしばらくすればこの欠損金が少しずつ減って行って、ゼロ、そしてプラスに転じるのではないかというふうに思っておりますが、長期的に見ると、またいずれは機械の更新とか、いろんなことが出てくるというふうに思っておりますが、今のところはそういうことで何とか粛々と、この後、大きなトラブルが起きなければいいなというふうに思っております。そういう形で経営のほうを進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○山田委員長 川岸委員。

○川岸委員 そうすると、令和5年度ごろには、概ねその累損のものは何とかなるかなということかなと理解してよろしいんですか。

それと、供給水量は今1万立米だったかどうか、ちょっとわからんけど、これは安定的に供給される予定になっているんですか。

○山田委員長 老松上下水道課長。

○老松上下水道課長 今ほどの御質問でございますけれども、累積の欠損金につきましては、先ほど申しましたように大体二、三百万円ずつの利益がこのまま上がっていけば、もう四、五年ということで、令和5年度末ぐらいかなというふうに思っております。

また、パナソニックの会社のほうにつきましては、経営状況がいろいろございますけれども、今現在は日量2,000立方メートルの給水をしております。これは、今後も

ずっと引き続きということでお話はしておりますので、よっぽどのことがない限り、このまま経営を続けていけるのではないかというふうに思っております。よろしくお願ひします。

以上でございます。

○山田委員長 ほか、ございませんか。

川辺委員。

○川辺委員 それでは、大浦土木課長、よろしくお願ひします。

議案第19号であります。

砺波市道路法に基づく市道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正であります。この改正内容からすれば、要は一般車道の中に自転車専用道路の通行帯を設けることができるというふうに見ているんですが、それでよろしいですか。解釈は。

○山田委員長 大浦土木課長。

○大浦土木課長 そのとおりでございます。

○山田委員長 川辺委員。

○川辺委員 いろんなところといいましょうか、大都市といいましょうか、中枢都市に行けば確かに見える話なんですけど、これがやっとならいいましょうか、この道路法の中に出てきたのかなというような思いで正直今回見ました。

自転車専用道の幅員が1.5メートルは確保してくださいとか、やむを得なくても1メートル、これは多分車道に設けなさいというようなことになるんでしょうけれども、こういうことを想定して、今のこの砺波市の中で、そういうところができるところってあるんでしょうかね。お聞きしたい。

○山田委員長 大浦土木課長。

○大浦土木課長 実は、今のところ自転車専用通行帯は砺波市にはございませんし、今回の条例改正に伴う箇所については該当はございません。

その理由につきましては、条例の一部改正の第7条にもありますが、自転車の通行量が多いという規定がございます。この台数が自転車の1日当たりの運行が500台以上の路線ということで、そういうところが本当に市内にはないのではないかということで、今回は道路構造令の改正に伴いまして条例を定義づけるという意味で一部改正を行うものでございます。

○山田委員長 川辺委員。

○川辺委員 砺波市の中ではまず該当しないということはよくわかりました。

最後に1つだけお聞きしたい。よく自転車道というところは青色に塗られているような印象を持つんですけど、この中にはそういう色彩によって区別しなさいという項目はないんですが、そこら辺の解釈はどう考えればいいんですか。

○山田委員長 大浦土木課長。

○大浦土木課長 道路構造令上は、着色については規定はございません。

ただし、設置するに当たりまして公安委員会との協議が必要になってきますので、概ね青色とか緑とか茶褐色が主に使用されているというものでございます。

○山田委員長 川辺委員。

○川辺委員 よくわかりました。ありがとうございます。

じゃ、続いていきます。

議案第22号 砺波市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部改正ということで、津田農業振興課長、お願いします。

今回、事前にいろいろと私たちにも教えていただきましたので、内容的には十分私たちも理解しているところであります。

要は、私たち市民から見れば、または関係する団体から見れば、正直、3年前のものの農業委員会の状態に戻るんだというような思いでおりますし、そのほうがもっとやりやすくなるのかなというふうに自分は思っております。

ただ、3年間、やはり農業委員19名と最適化推進委員21名、40名体制で動いていらしたことがありますものですから、40名からまた29名、11名少なくなるということになりますけれども、内容的にそのまま最適化推進委員が行っていたことも29名でやられるというふうに解釈すればいいんでしょうか。そこら辺、まず1つお聞きします。

○山田委員長 津田農業振興課長。

○津田農業振興課長 農業委員が今まで農地利用最適化推進委員が行っていた業務を全て行うということになります。

○山田委員長 川辺委員。

○川辺委員 結局、農地集積率が70%以下だったということもあるんでしょうけれども、多くの人たちで集積をしなさいというのが前の内容であったというふうな解釈なんですよ。わかりました。

それでは、女性の登用という意味では、この内容からすれば女性農業士を2名入れなさいということにはなっています。それ以上に女性の方の関与をどのように考えておられるか、もっと登用できないのかという意味なんです、お聞きしたい。

○山田委員長 津田農業振興課長。

○津田農業振興課長 女性の方の登用というのは非常に重要だというふうに思っております。今現在いらっしゃる方々につきましては、一般公募の方で出ていらっしゃる方が1名いらっしゃいます。

したがって、今回の改正に伴います女性の方につきましては、前回は利害関係のない方で1名、それと公募の方で1名、それと女性農業士の方から2名ということで合計4名いらっしゃるという内容でございます。

今回は女性農業士の中から2名、あと利害関係のない者の中から、また公募の中からということでまた調整をして、一人でも多くの女性の方に出ていただけるように調整を図っていきなというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○山田委員長 川辺委員。

○川辺委員 大変前向きにお考えになっていらっしゃる事がよくわかりました。よろしく申し上げます。

最後になりますが、農業委員の報酬ということで、ここに650万2,000円、40名と書いてあるんですけど、これは7月の改正以降を考慮した数字になっているんですか。その内容をお聞きしたいと思えます。

○山田委員長 津田農業振興課長。

○津田農業振興課長 この報酬につきましては、7月20日から新しい方になられますので、その人数を考慮して試算、計算してございます。

ただ、こちらの予算の関係につきましては、最大の40人ということでここに記載させていただいたことでありまして、ちょっと誤解を招いたかもしれませんが、よろしくお願いたします。

○山田委員長 ほかに質疑、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山田委員長 ないようでありますので、付託案件に対する質疑を終結いたします。

これより付託案件を採決いたします。

ただいま議題となっています議案第1号、議案第5号から議案第7号まで、議案第1

6号から議案第19号まで、議案第22号、議案第24号及び議案第25号、以上11件を一括して採決いたします。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山田委員長 御異議なしと認めます。

お諮りいたします。議案第1号 令和2年度砺波市一般会計予算（所管部分）、議案第5号 令和2年度砺波市水道事業会計予算、議案第6号 令和2年度砺波市工業用水道事業会計予算、議案第7号 令和2年度砺波市下水道事業会計予算、議案第16号 砺波市市営住宅管理条例の一部改正について、議案第17号 砺波市賃貸住宅管理条例の一部改正について、議案第18号 砺波市特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正について、議案第19号 砺波市道路法に基づく市道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正について、議案第22号 砺波市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部改正について、議案第24号 市道路線の認定について、議案第25号 令和元年度砺波市一般会計補正予算（第5号）（所管部分）、以上11件について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○山田委員長 挙手全員であります。よって、11件の付託案件は原案のとおり可決することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時50分 休憩

午前11時05分 再開

○山田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、請願1件について審査をいたします。

受理番号3番 自家増殖を原則禁止とする種苗法「改定」の取りやめを求める請願について、請願要旨を事務局に朗読させます。

○石黒主幹 自家増殖を原則禁止とする種苗法改定の取りやめを求める請願。

請願者、農民運動富山県連合会代表者大橋国昭、紹介議員境 欣吾議員です。

農水省は今国会で種苗法改正案を成立させる方針です。

改正は、これまで原則として農家に認められてきた登録品種の自家増殖を許諾制にすることで事実上一律禁止し、農家の種とり、自家増殖の権利が著しく制限されることとなります。

自家増殖禁止は、種子の多様性や地域に適した作物栽培を妨げかねず、地球規模での気候変動による食料不足が心配される中、食料自給率の低い日本においては食料安全保障の観点にも逆行しています。

以上の趣旨から、意見書を政府関係機関に提出することをお願いします。

地域農業や農家、消費者の権利を守り、安定した農作物、食料を確保する観点から、農家の権利を制限する種苗法改正を取りやめることを強く求めること。

以上であります。

○山田委員長 まず初めに、当委員会の委員に本請願の紹介議員であります境 欣吾議員がおられますので、補足説明を求めます。

境委員。

○境委員 紹介議員でありますので、提案されております請願の趣旨について少し説明をさせていただきたいと思います。

案内のあったとおり、種苗法の改定が今度の国会でなされるように上程されるというふうなことですが、その中身です。

種苗法というのは、もともとUPOV条約というんですか、国際条約がありまして、種子を育成する者の権利を保障するというふうな条約ですけれども、これに日本も批准をしまして、国内法というふうな形でつくったのが種苗法ということです。いわゆる品種を登録した者の権利を保障するという意味でつくられた法律ですね。

当然ながら、これに守られて、いわゆる登録された品種を誰かが買って、それを自己増殖してまた種子として販売をするというふうなことはできないということなのですが、しかし現行法では、原則として購入した種子を自分で増やして、また自分の農作物を収穫させるというふうなことは認められていたわけですが、それを禁止するというふうな中身に今度は変えようという提案です。

禁止するというのはあれで、いわゆる登録をしている者と許諾の関係、契約を結べばできるというふうに言っているわけですが、個々の農家にとってみると極めて手間のかかる実務が強要されるし、また金銭的な負担も生じてくるということが想定されます。

それで、物を栽培しようというふうなことになるれば、種子を毎年買って更新をするというふうなことが義務づけられてくるということになるわけですね。

ちょっと話を聞いてみますと、例えばイチゴとかを栽培しておられる方なんかは、苗を当初購入してきて、次の年に形のいいもの、品質のいいものを選定して、それからまた苗をつくって、3年目でそれなりの数にして、これでいけるぞというふうなことなんかをやったりしておられるわけですが、そういうふうなこともできなくなるというか、毎年毎年、苗を購入しなければいけないなどということにもなってくるということで、多くの生産物を生産している農家にとっては、種苗費というか、種のための支出そのものが大変大きくなっていくということもありますし、自分の思いでいいものをつくりたいというふうな努力をすることもできないということにもなってしまうのではないかと。

しかも、それに違反をすると、刑罰として懲役10年とか罰金1,000万円とかという大変重いあれになるわけです。

そういうふうなことがやっぱり日本の農業を衰退させていくというか、これで俺、やめたというふうには、離農する人たちをどんどん加速度的に増やす、そういうふうなことにもなっていくのではないかという心配があるということです。

それと、すぐにはそういうふうなことにはならないのかもしれませんが、登録品種は現在400弱ぐらいだと言われてはいますが、流通しているものかなり多くの部分がこの登録品種の中にあるというふうには言われていますが、それがさらにいわゆるメーカーによって登録をされて増えていくというふうなことがこれから見込まれるということだと思います。

いわゆる自家採種をしながら農業をしている人たちからすると、自分のつくっている品種が、ひょっとしたらどこかのメーカーの登録されている品種ととてもよく似た形質を持っているかもしれないというふうな心配が出てくるわけです。というのは、登録メーカーから「あんた、これ、うちのが流用してやっとならないがけ、使っとならないがけ」というふうには……。

○山田委員長 すみません、境委員、もうちょっと簡潔にお願いしたいと思います。

○境委員 はい。そうですか。

訴えられるというふうなことで、自家採種をすることを萎縮させるということも心配されるということです。

そのことがひいては、いわゆる種の多様性をどんどん奪って行って、その地域、気候に合った品種が更新されていくことを阻害していくというふうなこともつながっていくのではないか。これは大変大きな損失を招くことになっていきませんかというふうなことが大変心配なので、こういう規定を盛り込むような改定はやめてほしいというふうな趣旨の請願です。

○山田委員長 それでは、このことについて質疑、御意見はございませんか。

山森副委員長。

○山森副委員長 実を言いますと、審査に入る前に紹介議員である境議員に1つ事実関係を確認させていただきたいことがございます。よろしいですか。

○山田委員長 はい。

○山森副委員長 今の紹介議員のお話を聞いておりますと、砺波市の中の農家を営んでいらっしゃる方の現実と境委員が今おっしゃったことは、現実的に相当乖離があるのではないかなというふうにもまず1つ感じました。

それともう一つは、これは原則禁止です。政府が出そうとしていることは、そういう中で、少し事実確認をさせていただきたいと思います。

まず、請願団体であるこの団体は、砺波市の住所で議長のほうへ請願が出されておまして、この請願の趣旨を確認といいますか、お話しできたらいいなという思いの中で、現地を私は訪ねてみました。現地へ行きましたら砺波市の農家のお宅であったと思っています。それで、そのお宅で、確かに農民運動富山県連合会の看板はそこに掲げてありました。

でも、そこに農民の方が集って農作業とか、こういうふうな集いとか、何か集会とか、そういうことを営んでいらっしゃるようには見受けられなかったです。車庫というか納屋というか倉庫というか、乱雑とは言いませんが、整然と並べてある状況ではなかったような、人が出入りしているような気配がない場所であったような気がします。

そういう中で、境 欣吾議員に確認したいのは、この団体の代表者の方が砺波市民の方であるかどうかをまず1点確認したいと思います。

○山田委員長 それでは、境委員に答弁を求めます。

○境委員 この住所は私のうちでございます。私のうちの作業場の2階を改修をして事務所にして、そこを農民運動富山県連合会の皆さんにお貸ししているということです。

確かに広くないので、そこに日常的に人が集まって集会をするとか、そんなふうなこ

とはできませんが、そこに事務をとっておられる方が2人おられまして、日常的にいわゆる農民運動の実務をしておられますので、乱雑ではあるかもしれませんが、そういうふうなことで私がお貸ししている場所であるということです。

それで、この代表の大橋国昭さんという方は県の連合会の会長ですので、富山市の水橋にお住まいの方です。

以上です。

○山田委員長 山森副委員長。

○山森副委員長 今、農民の方が来ておられるというお話もされていました。

じゃ、来ておられる方は、砺波市民の方が相当いらっしゃるんですか。大多数が砺波市民の方ですか。

○山田委員長 境委員。

○境委員 富山県連合会ですので、会員の中には当然砺波市の方もおられて、砺波で支部のような形で活動しておられる皆さんもおられます。当然それ以外の市町村で活動しておられる方もおられます。

○山田委員長 山森副委員長。

○山森副委員長 ありがとうございます。

そして、現在の種苗法の中で、砺波市民が、このことによってなりわいとして生計を立てていらっしゃる農家があるかないかということを紹介議員はどのように認識をしておられますか。なりわいを立てている人です。生計を立てている人です。種苗法によって。

○山田委員長 境委員。

○境委員 質問の意図がちよっとよくわからないのですが、おられる農民の皆さんの中に、いわゆる品種登録を自らして、その権利を得て生計を立てているなどというふうな方は当然おられません。

登録された品種を購入しておられる方もおられますし、それから一般品種の、例えばコシヒカリなんかはそうですけれども、いわゆる登録外の品種ですので、普通に種子を更新したり、中には自家採種でやっておられるというふうな方もおられるかもしれませんが、そういう関係だと思っています。

○山田委員長 山森副委員長。

○山森副委員長 じゃ、逆に甚大な損害をこうむるというのは、いらっしゃるわけ

すから当然ないわけですよ。それで生計を立てている人がいないわけですから、損害をこうむるということもないわけですよ、そういう団体とか農家は。

○山田委員長 境委員。

○境委員 会員の中におられるかどうかはわかりませんが。

○山森副委員長 砺波市の農家にです。団体とか。

○境委員 種苗法が今改正をされることによって、登録されている品種をずっとつづけておられる方ですと、自家採種をしてまた栽培をするということができなくなりますので、その部分では種苗費がかさむということは間違いないことだと思いますが、それがどれくらいの金額になってどうこうというふうなことについては、私は今ちょっとわかりませんけれども。

○山田委員長 山森副委員長。

○山森副委員長 それはそのとおりだと思います。

私の記憶というか、砺波市内でずっと生活してまして、夏になるとおばあちゃんがそうけの中にカボチャの種とかポプラの種とか、そういうものを天日干しにして種苗として採取しておられるのが僕は現実でないかなという気がします。砺波市内の農家においては、そういうことを紹介議員に確認していただきたかったわけです。

これで私自身は審査がしやすくなったということで、委員長、審査に入っただければ結構です。

○山田委員長 それでは、このことについて、ほかに質疑、御意見等はございませんか。

川岸委員。

○川岸委員 今ほど境委員から説明があったとおりでありますけれども、私は請願に対して反対の立場から発言をしたいと思っています。

御存じのとおり、種子には種子法あるいは種苗法とあるわけですが、この種苗法というのは、ある品種をつくり出した人あるいは団体に対して、それを登録することで育成する権利を与えているわけです。これはやはり育成者権というものでありまして、音楽でいうと作曲したときの特許権と同じなんです。そういうことでは、私は大事な法律だと思っているんですよ。

今どんなことが起きているかというと、日本でつくられた種が、例えば農研機構でつくった種が勝手に中国や韓国やどこやらへ出ていって、それが品種としてこちらへ逆輸入されているということなんです。

そういう実態を見ると、長い将来を見たときに、日本の農業にとって本当にプラスなのかマイナスなのか、しっかりわきまえていかないといけないということでもあります。ですから、日本でつくられたブランド品というものはどうなるかということをしっかりと捉えていく必要があると思います。

このような状況を農林水産省はどのように言っているかということで、農林水産省は2月18日に自民党農林部会へ、自家増殖・採種の禁止を織り込んだ種苗法の改正を出しているわけです。そして、同部会の中で審議され了承されるという経過があるわけです。

その会があって、生産者団体からも要望されているので、私もインターネットやみんなでも調べました。それを聞いてみますと、高齢化した農業者にとっては大きな負担になる、あるいは自家採種して育苗にかかるコストを削減していたが、毎回種を買わなければならないとか、そういったことによって農家のコストとといいますか、費用を軽減してくれないかということ農林部会のほうに言われております。

私も農林部会の国会議員と関係者にも尋ねてみました。確かに部会においても、知的財産権の保護ばかりではなくて、地域農業振興のために必要なレベル程度に農家にも負担がかからないように留意をしていきたいということ今議論されているということ聞いております。

ですから、今この状況の中で、まだ明らかになっていない問題なんですよ。これを今回の通常国会に出されるわけですよ。なぜこの段階の中で。

それで、農林水産省も自家採種をやっているところはいいよと言っているわけですよ。これも国会議員に聞きました。通達等でまた徹底されるだろうと。

ですから、これらをきちっとわきまえていかないと、今ここで砺波市の定例会において請願ということはみっともない話です。私は断固反対します。やはりしっかりとしたものできてきて、議論もできた段階で議論をするならば、私はこの請願について真剣に議論をします。しかし、今の段階でこのような議論をするということは請願として認めるわけにはいきません。

種苗法というのは、これからの農業を守っていく大きな法律なんです。ただ単に反対だ、反対だと、いかななものかなと私は思っております。

ですから、この2月定例会において請願を採択することについては、私は断固反対します。

以上です。

○山田委員長 ほかに御意見はございませんか。

境委員。

○境委員 まず最初に、海外に日本のブランドの品種がどんどん流出をして、場合によっては逆輸入というふうな格好もあって、日本の農家が損失を受けているというふうなことが今度の改定の理由だというふうなことが言われていますが、もともと種苗法の議論のときから、国自体が海外に流出して逆輸入みたいな事態を防ぐためには、物理的に大変困難だというふうに言っていたわけです。今度の改定でそういうふうな危険性がなくなるかという、逆にそれはあまり効果がないと。

いわゆる海外で品物をつくるかつくらないかというのは、その国での法律で禁じてもらうというふうなことができないと、つくられてしまうわけですね。だから、日本のメーカーがこの品種を守りたいと思ったら、その国へ行って、その国の国内法で規制をさせるというふうなことをしないと実効ある対策はつくれないということで、これは国も認めていることなんです。それで、日本の農家に自家採種させることを禁じるというふうなことは、海外流出への何の防止策にもならないというふうなことがまず1つ。

それから、例えば許諾を得るための事務手続が大変複雑だとかというふうなことに對して、例えば農協が肩がわりをしてくれるというふうな仕組みをつくれればいいじゃないかというふうな議論があるという話も聞いていますが、農協が個々の農家にそれぞれの品種ごとというふうな、小まめな事務をやってくれるのかどうかというふうな心配がまずありますし、それから、登録以外の品種については、自家採種はそのまま認められているのは現行のとおりなので、それは今と変わらないというのはそのとおりなんですけれども、問題はやっぱり主に流通している登録品種をどうしていくのかというふうな問題だと思うんです。

そこも緩めてしまうということになれば、そもそも今度の改定の意味が全くないわけなので、何のためにこんなふうな改定をやろうとしているのか、いわゆる種の品種をコントロールして握って、より多くの利益を得ようとしている大きなアグリビジネスの思う方向にこの種の問題が流れていくということについては、本当に警戒をしなければいけないというふうに思います。

○山田委員長 ほかに御意見はございませんか。

川辺委員。

○川辺委員 確かに、海外へいろんな品種が持ち出されるということがまずもって問題だ
と思っております。そのことが今の改定の趣旨に盛り込んでさえいただければ、私らは
何らこの改定に反対する意図はございませんし、もちろん一農家の、要は既得権を守っ
ていくためには、やはり改定は絶対に必要なことだというふうに考えております。

今、国内のほうでいう自家採種に関しては、まずこの改定の内容からすれば及ばない
というような見解が十分示されておりますので、何せ育成者権をいろんなところで、こ
れはもうこれ以上外へは出してはならんぞという農業団体の皆さんなのか、その地域な
のか、その地域の方々がこれは出してはいかんということになれば、やはり登録してい
くというような方向づけにバックアップしていただけるような改正の内容であっていただ
ければいいなというふうに考えている観点からすると、あまり海外だけの内容をどう
のこうの言うものでもないんじゃないかな、もっと自分たちのほうを締めていかなけれ
ばならないのじゃないのかなというふうに私は思いますので、改定は改定として必要な
もの、要は請願に対しては反対させていただきます。

○山田委員長 川岸委員。

○川岸委員 確認なんだけれども、この請願が砺波市議会と富山県議会のみ提出されてい
ると、これも私はわからないんですよ。もしそういった農民の方がそれだけの熱意があ
るならば、全ての議会へ出して請願すればいいんじゃないですか。なぜ砺波市議会なん
ですか。砺波市の方でそんなに困った方がいらっしゃるんですか。

この請願というものは、やはり農民の声を受けてやっていくべきじゃないですか。ま
してや、今、国会で論議しようとしているこの問題について、我々市議会が要望するな
らわかりますよ。私はそれは大変むちゃなことじゃないかなと思います。

以上です。

○山田委員長 これに関して、境委員、簡潔にお願いしたいと思います。

○境委員 御指摘のことはもっともだと思います。富山県連合会のほうに行って、せめて
会員のいるところは全てのところで請願を出すようにすればよかったのではないかと
いうふうな意見があったということは、伝えていきたいというふうに思います。

それから、国会審議前でまだわからないのという話でしたが、国会で審議して決ま
ってしまった後ではまずいので、こんなふうな意見があるよというふうなことを大いに
国会のほうに寄せることこそ大事だというふうに私は思います。

○山田委員長 意見も出尽くしたようでございますので、それでは請願の処理についてお

諮りいたします。

それでは、受理番号3番 自家増殖を原則禁止とする種苗法「改定」の取りやめを求める請願について、これを採択とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○山田委員長 挙手少数であります。よって、本請願は不採択と決しました。

(市政一般における本委員会の所管事項について)

○山田委員長 次に、その他といたしまして、市政一般における本委員会の所管事項について、質疑、御意見等はございませんか。

川辺委員。

○川辺委員 それでは、津田農業振興課長、お願いします。

チューリップのネット栽培機械なんです。前回も出ておった話なんです、その時点では、国のほうから助成金というものか、支援金というものか、それを狙っているんだという話をされておりました。

あのときはイノベーション創出強化研究推進事業とスマート農業加速化実証プロジェクトということでありましたが、現時点でどちらかの公算は強くなったでしょうか。それをお聞きしたいです。

○山田委員長 津田農業振興課長。

○津田農業振興課長 今ほどおっしゃいましたように、2つの事業がございまして、最終的にはコンソーシアムであります代表機関の富山県花卉球根農業協同組合が中心となりまして関係機関と協議したところ、イノベーション創出強化研究推進事業、この1点のみに絞りまして申請をしたところでございます。

申請につきましては、先月の2月4日に申請日ということでございましたので、このときに申請をいたしました。

あと、スケジュール的なものでございますけれども、今現在1次面接といたしますか、書類選考の段階でございまして、この3月上旬と言われておったわけでございますけれども、月上旬が大分過ぎたわけでございますけれども、今、結果待ちでございます。

関係機関とともに一生懸命この申請書をつくりまして、何とか通ることを願っているところでもあります。よろしく願いいたします。

○山田委員長 川辺委員。

○川辺委員 何とか前を向いて進んでくれるよう、本当に私たちも願っております。

2月13日に山田委員長が知事と語る会ということで、知事のすぐ横で一生懸命この話も知事に直にされていたようでありますので、きっと前を向いて動いていくと思っております。願っておりますので、またよろしく願いをいたします。要望です。

○山田委員長 要望ですね。

次、ございませんか。

川岸委員。

○川岸委員 私は、平成29年度からつくられた砺波市農業農村基本計画についてですけれども、これは5年ごとに見直すとかという形かな、目標が達成できなかった場合は見直しをしていくというような。見直されるというのはどういうことなのかなということなんです。基本計画における見直し。

○山田委員長 津田農業振興課長。

○津田農業振興課長 砺波市農業農村基本計画につきましては、計画期間が平成30年度から令和9年度までの10年間となっております。

この期間、情勢の変化や施策の評価を踏まえまして、概ね5年ごとに評価を行うということになっております。

したがって、5年たったときに目標数値にどうなっているのかということで、評価をして進めていきたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○山田委員長 川岸委員。

○川岸委員 それで、農業を見てみると、中山間地域においても担い手不足とか、そういう現実的に厳しい面が出てきているわけなんですけれども、ここら担い手対策とか集積化とか、それも含めてですけれども、どのような考えでおいでになるか、ちょっと教えてください。

○山田委員長 津田農業振興課長。

○津田農業振興課長 何回も申し上げますけれども、特にこの中山間地域の問題というのは非常に難しいわけでごさいます、なかなか難題だなというふうに思っています。

ただ、言えますのは、団塊の世代と言われる方がだんだんいなくなることから、今後は高齢者ばかりになるのかなということで、労働力の確保というのは、今まで以上に大変になってくるのかなというふうに私たちは思っております。

ただ、先般、そういったような中で、東般若地区で営農組織といえますか営農組合同

士が統合されまして、新たな営農組合がつくられたという動きがございます。これも今ほど申し上げました後継者がいない、担い手不足、労働力の確保ができないということで非常に悩まれた結果、統合再編ということで新たに統合されたという組織もございませぬので、こういったこともまた今後はあるのかなというふうに思っております。

また、もう一方、今、農地の集積というのはこれだけ進んできたわけなんですけれども、逆に集約化というものは進んでいない状況であります。いわゆる農地が点在して請負の方が受けていらっしゃるんで、今後は効率のいい農業をやるということになると、Aさんはこの地帯、Bさんはこの地帯ということで、集約化ということが非常に重要になってくると思います。

ただ、農地を預けられた方はAさんがいい、Bさんがいいという思いの中で預けている方もいらっしゃるんで、ここら辺の調整はなかなか難しいと思いますので、これも今後は地域の方、また今回いろいろお願いしております農業委員の皆さん方に中心になっていただきまして、農地の集約化に取り組んでいきたいなというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○山田委員長 川岸委員。

○川岸委員 それと、林農地林務課長にちょっとお尋ねしたいんですけど、基盤整備というのは昭和30年代からやってきたと思うんですよね。それでまた水利施設についても30年から40年、50年をかけて水利施設の整備等を進めてきた。

庄川左岸のほうは大分進んでいると思うんですけれども、右岸側は、災害も含めて水利施設の確保というものが非常に大事じゃないかなと思っているんですよ。

例えば、庄東丘陵地帯の下にある針山用水とか六ヶ用水とか、そちらの用水はこのストックマネジメントの調査に入っている、南側の工事に入っているというような話も聞いているんですけれども、やはり防災上も含めて、右岸側の水利施設というものはちょっと遅れているんじゃないかなと思うんです。

それが下の中田地区の水害対策にも1つなってくるんじゃないかと思うので、ここらは用水基盤といいますか、ここらはやっぱりしっかりと捉えてやっていかないといけないのかなと思っていますので、ちょっと考えをお示し願います。

○山田委員長 林農地林務課長。

○林農地林務課長 庄川右岸の農業基盤整備の今後の考え方ということで御質問をいただいたところでございますが、庄川右岸地域の農業基盤整備におきましては、昭和30

年代後半からずっと続いて整備を行っていただいております、施設が古いものから事業化に取り組んでいるところがございます。

今後の動きにつきましては、県においては現状の把握をまずまいしよと、把握することによって、今後の整備に向けた方向性について検討していきたいというふうに県から伺っておりますので、市といたしましても県道の考えと同様に、検討する方向性について、その調査に加わってきたいなというふうに考えております。

以上でございます。よろしくお願ひします。

○山田委員長 山森副委員長。

○山森副委員長 林農地林務課長に2点ほどお伺ひしたいと思ひます。

1点は、3年ほど、4年になるかなという気がしてはいますけど、梅檀山地区の井栗谷地内のため池で大変な人災というか、水死事故がありました。

そのため池の整備を転落防止策とかいろいろ講じて、今現在途中だと思ひてはいますが、市内においてどれくらいの率でできたのか、その辺をちょっとお尋ねしたいと思ひます。

○山田委員長 林農地林務課長。

○林農地林務課長 市内で痛ましい事故があった後のため池の安全施設等の整備につきましては、市内に現在78のため池がございます。そのうち、先ほどの事故を受けまして、国の緊急対策といたしまして、平成28年から平成30年の3カ年にかけて事業化を行っております。

その事業化によりまして、設置要望のあった69のため池について、安全施設等の整備がなされているものがございます。

以上でございます。

○山田委員長 山森副委員長。

○山森副委員長 ありがとうございます。今後も引き続きやっていただけるところはぜひやってほしいと、このように思ひてはいます。

もう一点は、毎回ずっと申し上げてきましたけれども、やまぶき荘の前から庄川荘を経て鮎やの前の山側のり面の山肌であります。

令和元年度事業で、きれいな枝打ちとか間伐とかがなされてきました。ちょうど今半分ぐらいかなと思ひてはいますが、残された鮎やまでの箇所についての見通しをお尋ねしたいと思ひます。

○山田委員長 林農地林務課長。

○**林農地林務課長** 今ほどの越中庄川荘前から鮎や前までの整備の関係でございますが、御質問の箇所につきましては大変急峻な地形をしております、地域で整備を行うには非常に危険が伴う箇所というふうに考えております。

今後の整備につきまして、県の砺波農林振興センターに確認をいたしましたところ、非常に急峻で危険が伴うということでありますので、危険が伴わない範囲で里山林の整備を進めていただくようお願いしたいということでございました。

以上でございます。

○**山田委員長** 山森副委員長。

○**山森副委員長** ありがとうございます。

これから林がきれいになって新緑を迎えて、あれだけ明るい森になっておりますので、あそこを通る人がきれいになったなということを実感できるのではないかなと、こんなことを思っております。ぜひ進めていただきたいと思います。

引き続きもう一点であります。老松上下水道課長をお願いしたいと思います。

本市の庄川右岸側の集落排水事業についてであります。

市内全体の公共下水においては、計画地域、計画地域外のスケジュールがはっきりと示されてきました。ですから、庄川右岸の4カ所の集落用水があるわけですが、築30年は経過しているのではないかなというふうに思っています。そろそろ寿命といいますか、そういうものを迎えているのではないかと思っております、これを再整備してから公共につなぐということになると大変な二重投資になりますし、無駄なことではないかなと思っております。

この辺の事業の進捗について、お尋ねをしたいと思います。

○**山田委員長** 老松上下水道課長。

○**老松上下水道課長** 庄川右岸の農業集落排水事業の関係でございますけれども、御存じのように、今現在、県が進めておりました高岡砺波幹線の整備が今年度で管渠整備がほとんど終わるということで、この後は庄東地域の高岡庄川幹線の事業化に向けて、これは従来からも県のほうへ市の重点事業として要望しているわけでございますが、そちらのほうの事業化に向けて、今後は少しずつ進めていきたいということでお話は県のほうとしてお話を聞いてございまして、具体的には、新年度において、少しそこの辺のいろいろな計画の素案みたいなものをつくっていききたいようなお話を聞いております。

その辺の内容につきまして、もう今年度は少ないんですけども、今年度中に一度打

ち合わせをするということになっておりますし、私どもも新年度予算でその辺の事業計画の変更とか、そういった関係の予算も少し見させていただいているところでございまして、今後は高岡庄川幹線の整備のほうに、計画、事業化に向けて努力していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○山森副委員長 わかりました。

○山田委員長 林委員。

○林委員 林農地林務課長にちょっとお尋ねです。

洪水調整池というのはたくさん林地区のほうにあるんですけども、あれを利用できるはずだったんですけど、今まで何か利用された方がありますか。

○山田委員長 林農地林務課長。

○林農地林務課長 国営農地防災事業で整備していただきました林地区にございますものは岸渡洪水調整池でございまして、これにつきましては平成30年に事業が完了し、その後、洪水調整池の2次池、3次池及びトイレの使用は可能でございまして、昨年1回の御利用があったところでございます。

以上でございます。

○山田委員長 林委員。

○林委員 それはどなたが利用されたんでしょうかね。

○山田委員長 林農地林務課長。

○林農地林務課長 使用された団体につきましては、地域の自治会の皆様方、約30名の方々が御利用されたものでございます。

以上でございます。

○山田委員長 林委員。

○林委員 今後はペタンクであるとか、さまざまな競技をしたいという方々が出てきた場合、どちらのほうへ申し込めばいいのか。

○山田委員長 林農地林務課長。

○林農地林務課長 この施設の利用申し込みにつきましては、私ども農地林務課、そして庄川合口用水会館の2階に庄川左岸地区農地防災施設管理協議会がございまして、こちらのほうにお電話で、利用される3日前までにお問い合わせをしていただきたいと思います。

以上でございます。

○山田委員長 林委員。

○林委員 使用料というのはかかるのか、また、駐車場みたいな形で車を乗り入れすることはできるのかできないのか、ちょっとお尋ねします。

○山田委員長 林農地林務課長。

○林農地林務課長 まず、施設の使用料につきましては、この施設は基本無料をお願いしております。

また、駐車場につきましては、調整池は下のほうにあるんですが、上のほうに駐車場も50台以上とめられるスペースがございますので、そちらを御利用いただければというふうに考えております。

以上でございます。

○山田委員長 よろしいですか。

ほかに質疑、御意見はないようでございますので、以上で市政一般における本委員会の所管事項についての質疑を終了させていただきたいと思えます。

市長を初め、当局の皆さん、御苦労さまでございました。委員の皆様は、しばらくお待ちください。

○山田委員長 それでは、お諮りいたします。本委員会の審査結果と結果報告の作成については、委員長に一任願いたいと思えますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山田委員長 御異議がないようですから、そのように決定させていただきます。

(閉会中継続審査の申し出について)

○山田委員長 次に、閉会中継続審査についてをお諮りいたします。

本産業建設常任委員会の所管事項について、閉会中もお継続して審査する必要がありますので、会議規則第111条の規定により申し出ることといたしたく、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山田委員長 御異議がないようですから、そのように決定させていただきます。

以上で産業建設常任委員会を閉会いたします。

御苦労さまでございました。

午前 11 時 51 分 閉会

砺波市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

砺波市議会産業建設常任委員会

委員 長 山 田 順 子